

自転車の歩道通行について

☎ 総務課 ☎27-0171

道路交通法改正に伴い、令和8年4月1日から自転車にも16歳以上に青切符が導入され、「自転車の歩道通行」の違反についても反則金の対象となりました。

自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは、歩道を通行することができます。

- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、一定の身体障がいがある方が運転するとき。
- ・「普通自転車歩道通行可」を意味する道路標識・道路標示があるとき。
- ・道路工事や連続した駐車車両等のため、車道の左側を通行することが難しいとき。
- ・著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるとき。



▲普通自転車歩道通行可の標識

自転車で歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行するようにしましょう。

詳細は、警察庁の「自転車ポータルサイト」をご覧ください。



▲警察庁「自転車ポータルサイト」

スマホアプリによる町税等の納付について

☎ 会計室 ☎27-0180

5月1日より、AEON Payや楽天ペイでも町税や公共料金が納付できるようになりました。



対象となる税や公共料金

町税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、水道使用料、下水道使用料、住宅使用料、保育料、延長保育料、墓地管理料、給食費負担金、後期高齢者医療保険料、放課後児童クラブ保育料

自転車用ヘルメット

購入費用を補助します！ ～オンライン申請ができます～

☎ 総務課 ☎27-0171

自転車利用時のヘルメット着用を促進し、事故による被害を軽減するため、自転車用ヘルメット購入費用の一部を補助します。

対象者 神戸町に住民登録のある方
(全世代が対象)

補助金額 自転車乗車用ヘルメット購入費用の1/2 (上限2,000円)

※100円未満切り捨て、1人につきヘルメット1個まで

補助対象となるヘルメット

以下のいずれかの安全基準を満たす新品の自転車乗車用ヘルメット



SGマーク



JCFマーク



CEマーク



GSマーク



CPSCマーク



▲申請フォーム



▲町HP

詳細は町HPをご覧ください。